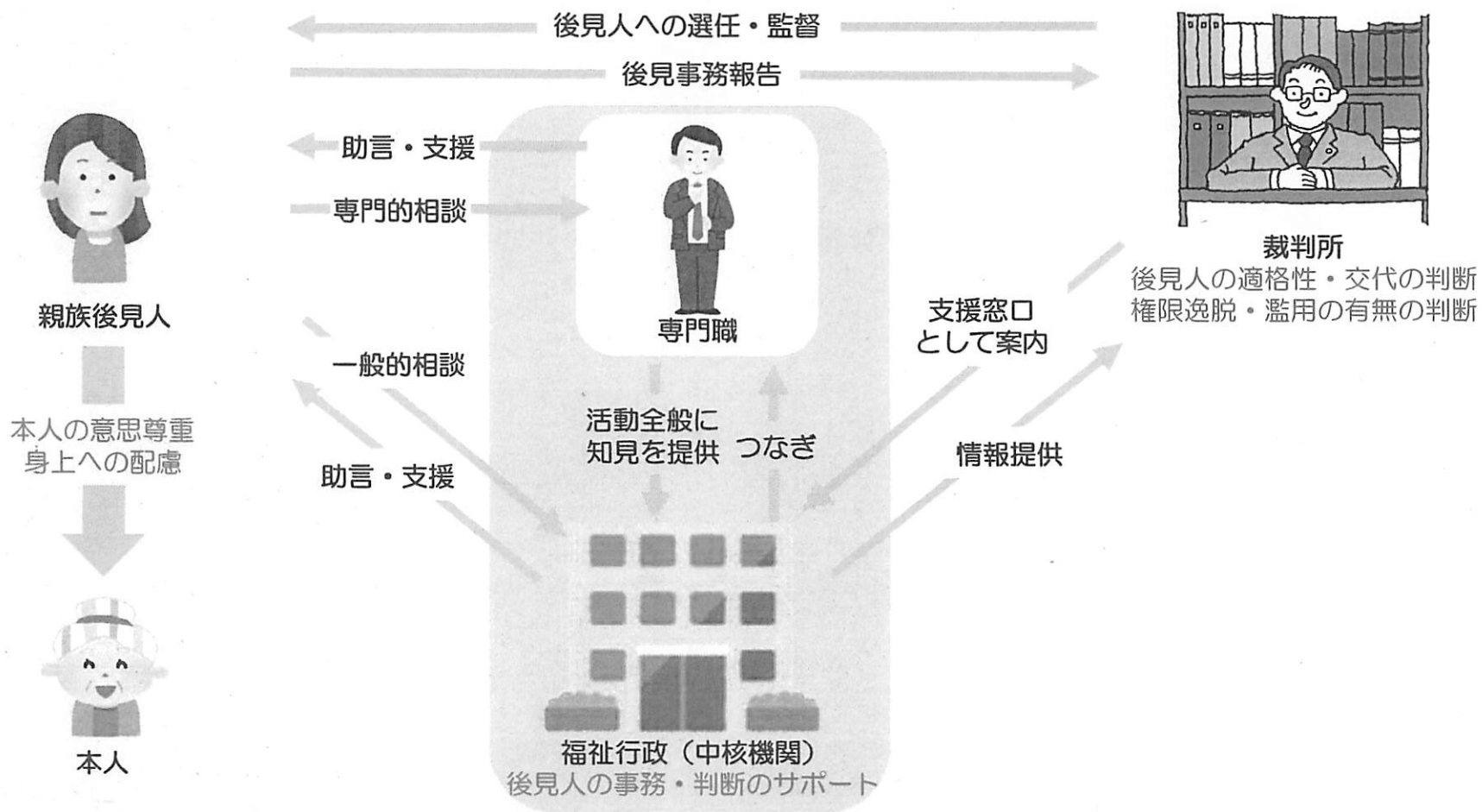


後見関係事件事務打合せ（配布資料）

- 【資料 1】 基本計画を踏まえたそれぞれの役割
- 【資料 2】 予想される市町村の動きと家裁との連携イメージ
- 【資料 3】 これまでの家裁の対応の振り返り
- 【資料 4】 「監督」と「支援」の関係について
- 【資料 5】 後見人からの相談事例とこれからの家庭裁判所のアプローチ
- 【資料 6】 マッチング支援と後見人支援の機能充実に向けた専門職と自治体の協働のイメージ
- 【資料 7】 マッチング支援と後見人支援の始め方と広げ方のイメージ
- 【資料 8】 親族後見人支援を中核に据えた選任イメージ
- 【資料 9】 新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）
- 【資料 10】 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた家裁と市区町村との連携状況
- 【資料 11】 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組における家連協や家裁委員会の活用

1 基本計画を踏まえたそれぞれの役割

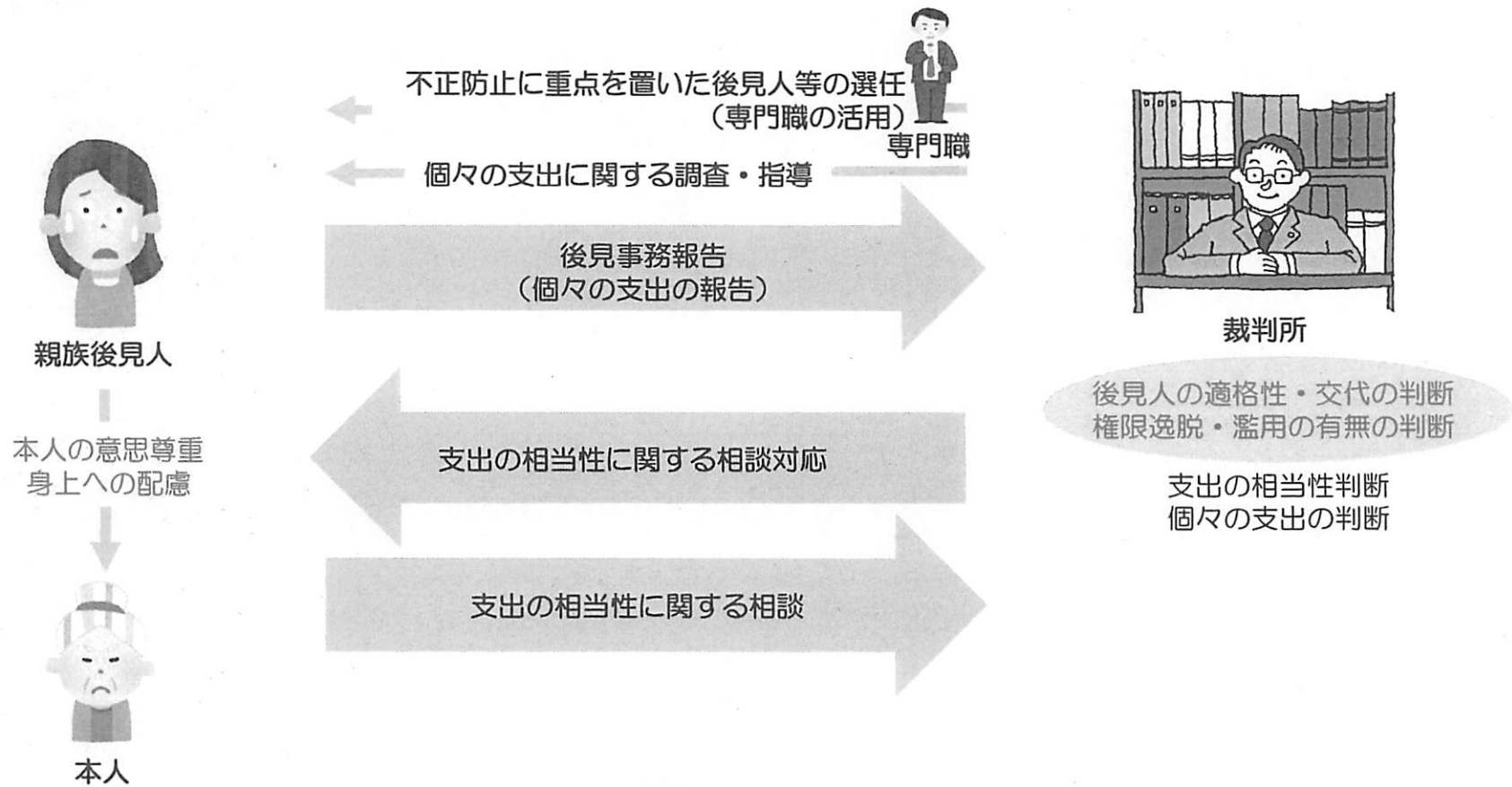
【資料1】



成年後見制度は認知症高齢者や障害者の生活を支えていくためのものであり
裁判所で全てを抱えることは困難

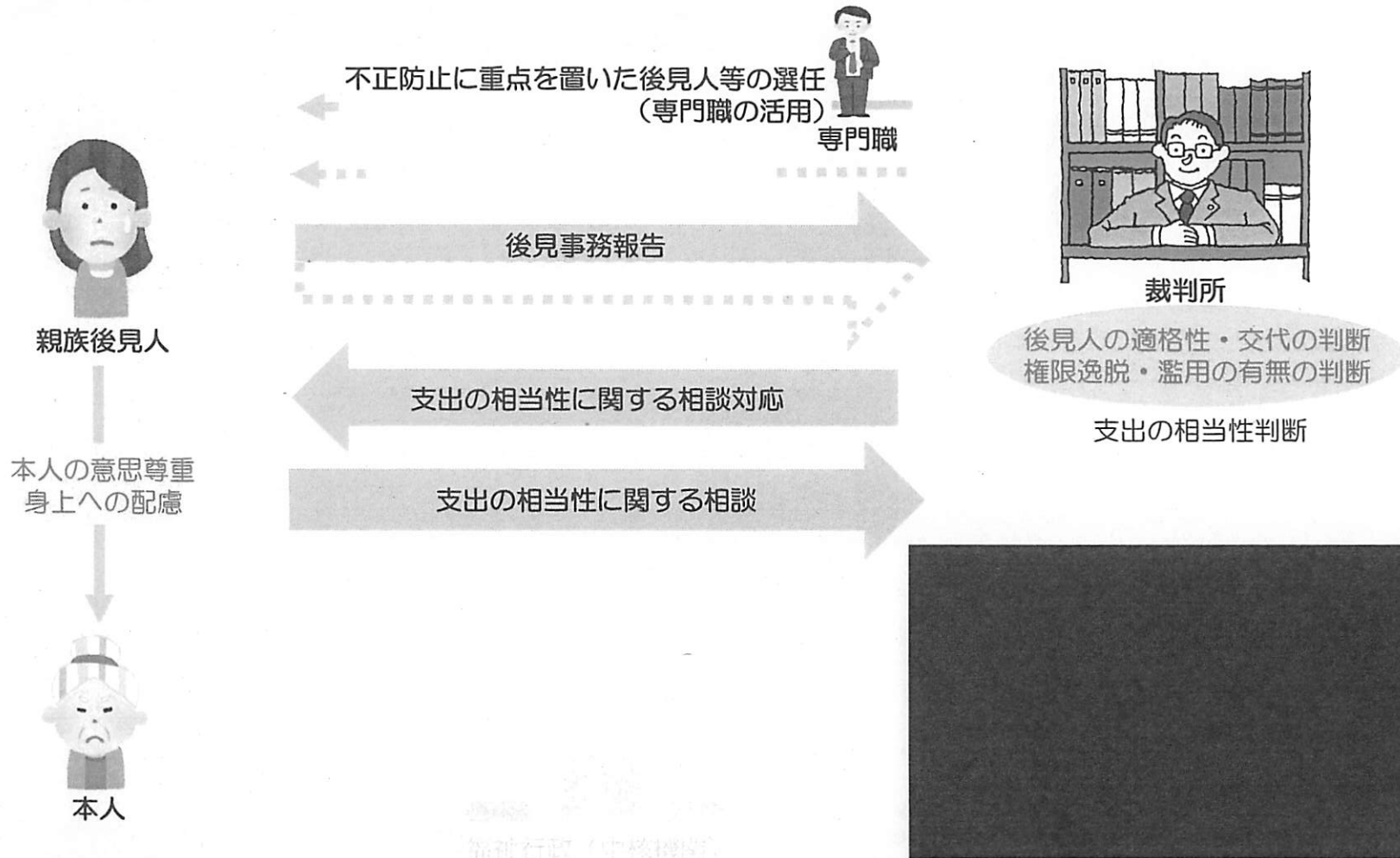
→ 裁判所・後見人・専門職・福祉行政の役割分担と連携の視点が重要

2 従前の状況



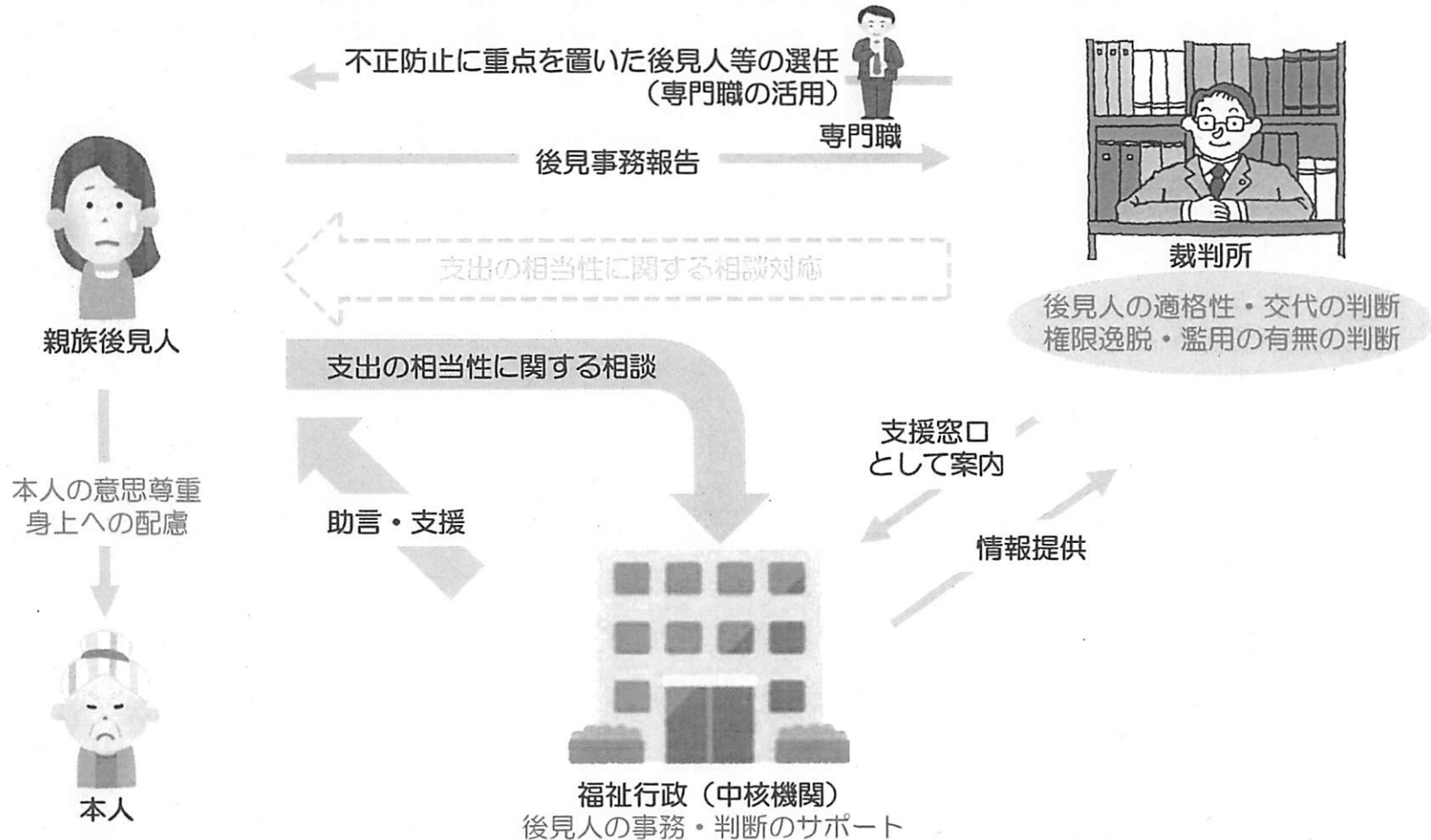
- 個々の支出の報告を求め、無駄遣いの有無を裁判所がチェック
→ 利用者に「利用しにくさ」を感じさせる運用
- 裁判所には日常的に支出の相当性に関する相談が多数寄せられている
→ 福祉的知見を持たない裁判所は、その対応に難渋

3 後見監督の在り方の検討後の状況



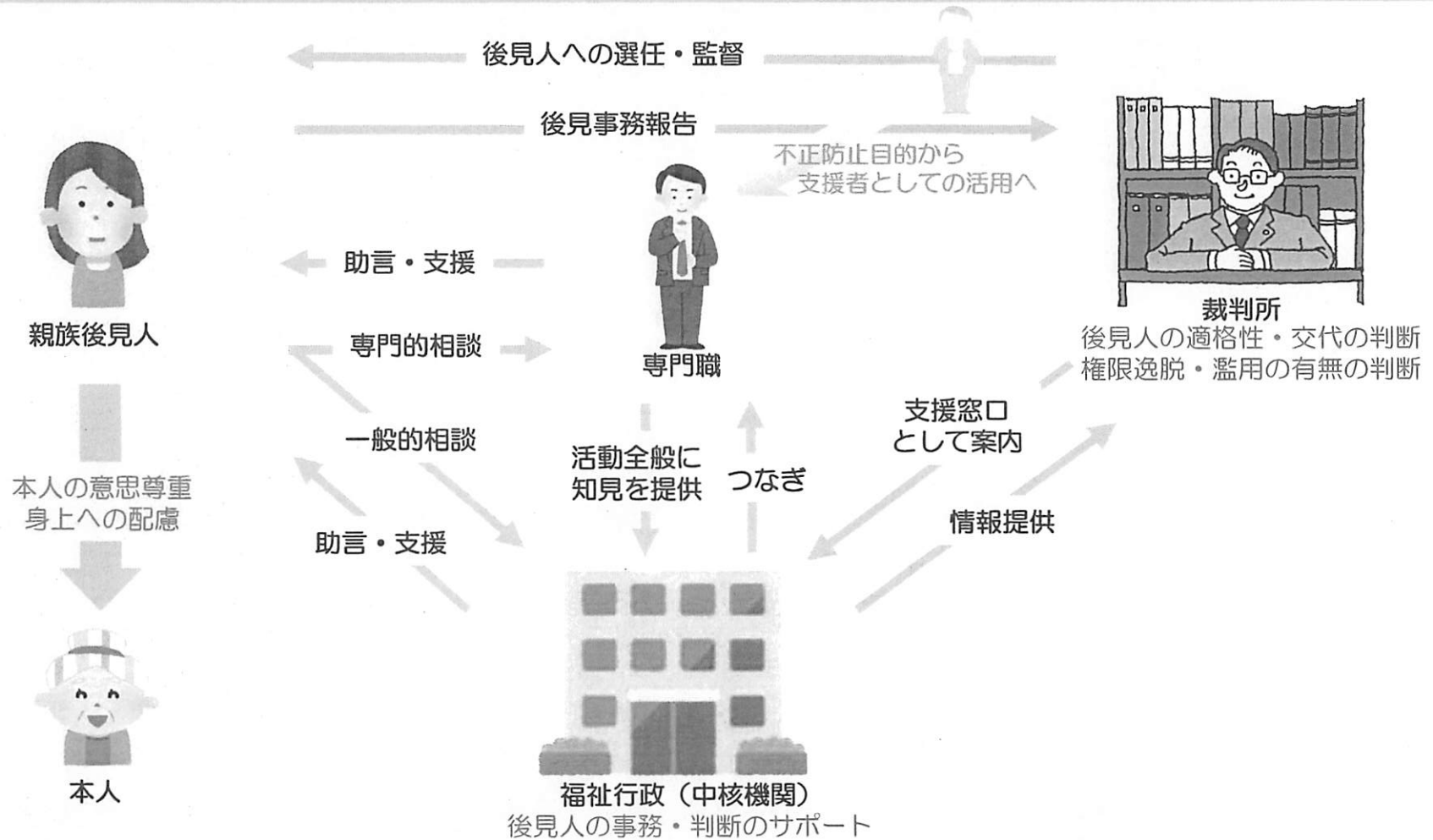
- 個々の支出の判断は後見人の役割
- 解任事由の存否や後見人の交代について判断するのが裁判所の役割
→ 制度の趣旨を踏まえた後見人と裁判所の役割に基づいて審査

4 後見人からの相談対応（支出の相当性）の在り方



- 解任事由の存否や後見人の交代について判断するのが裁判所の役割
 - 本人にとって最も望ましい財産の使い道を考えるのは後見人の役割
 - 判断に悩む後見人に助言等をするのは福祉行政の役割
- それぞれの強みを活かして役割分担することが必要

5 今後の後見人の選任の在り方（専門職関与の在り方）



福祉行政のみで全てに対応することは困難

→ 専門職と役割分担し、連携して対応することで

的確な後見人支援やマッチング支援が可能に

予想される市町村の動きと家裁との連携イメージ

【資料2】

【Step 1】

理解と意識化

市町村の動き



- 促進法、基本計画の理解
- 中核機関・協議会設置や市町村計画策定の必要性の確認
- 担当部署の検討準備
- 関係機関の担当窓口・職員の把握

【Step 2】

整備のイメージづくり

- 先進地、同規模の近隣自治体の情報収集
- 中核機関・協議会・市町村計画についてのイメージづくり
- 利用者数、対象者数の把握・推計

【Step 3】

具体的な推進方策検討

- 市町村計画策定に向けた検討
- 中核機関設置検討
- 協議会設置検討

中核機関候補の決定

【Step 4】

推進方策の確定・周知

- 外部を交えた詳細検討
- 関係機関との調整
- 予算確保
- 周知

中核機関設置

制度運用の改善に向けた検討

中核機関設置に向けた準備会

運用改善に向けた協議会

担当部署との顔合わせ



自治体との協議

- 統計情報の提供
- 運用の実情紹介
- 参考となる取組の紹介



自治体・専門職団体・家裁の三者の間で協議

- 監督と支援のイメージの共有
- 後見人支援のための自治体と専門職の協働イメージの共有
- 的確なマッチングを行うための中核機関の態勢イメージの共有



後見人支援の始め方についての提案

後見人支援の広げ方の取組

マッチング支援の始め方についての提案

マッチング支援の広げ方の取組



家裁の対応



講師派遣

今後の自治体の動きを踏まえた提供情報の整備

自治体への対応などについて、専門職団体との認識共有

これまでの家裁の対応の振り返り



- ①自治体の担当部署を把握
- ②家裁の持っている情報や経験を伝達
- ③専門職団体と連携した上で、専門職の後見人として経験等を伝達
- ④家連協や家裁委員会の活用

【資料3】

基本スタンス

自治体から連絡がないのであれば、家裁が主体的に対応し、多様なチャンネルを活用して働きかけていくことが必要！！

【Step 1】における家裁の対応の在り方

各家裁において行われてきた取組

- 担当部署との顔合わせ
家裁から積極的に連絡し、担当窓口を把握
外部からの問合せ窓口として、総務課の連絡先を周知
- 講師派遣
自治体や社協が開催するセミナー等において、成年後見制度の基礎的な知識を付与

【Step 2】における家裁の対応の在り方

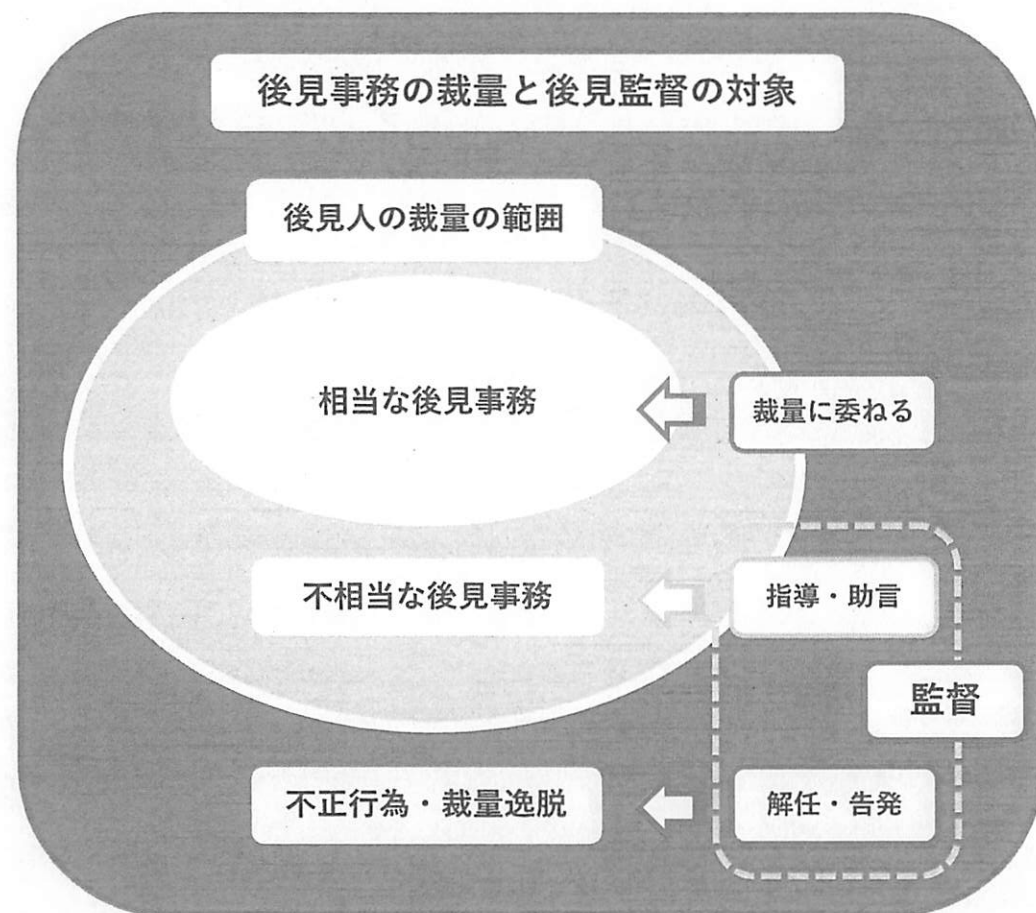
各家裁において行われてきた取組

- 統計数値の提供
数値提供の有益性を検討した上での、積極的な対応を実施
- 運用の実情紹介
日常的に家裁に寄せられている相談事例の集積と分析を実施
- 参考となる取組の紹介
先進的な自治体も含めて担当者を招へいし、取組状況や福祉的ニーズ等について発言してもらう進行で家連協を実施
先進的な自治体が主催する説明会へ他の自治体の担当者を誘った上での参加
- 自治体への対応などについて、専門職団体との認識共有
自治体への働きかけを行う準備として、今後の進め方について専門職団体と認識を共有し、専門職後見人の経験等を自治体に伝達してもらう方向で協議を実施

- 各家裁において行われてきたこうした取組は、「手引き」の内容にもマッチ
- 今後は「手引き」の内容を踏まえて自治体が取組を加速させることも予想されるので、各家裁はそうした自治体の動きに対する在るべき対応の視点を共有する必要

「監督」と「支援」の関係について（1）

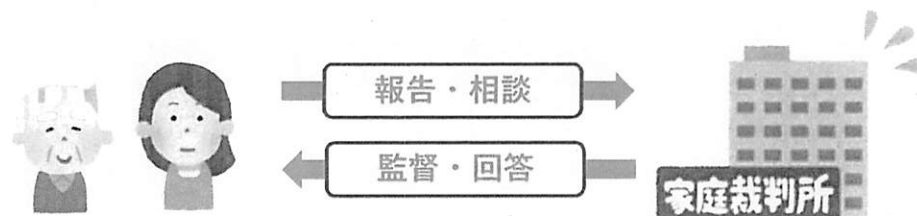
【資料4】



これまでの家庭裁判所における監督のアプローチ

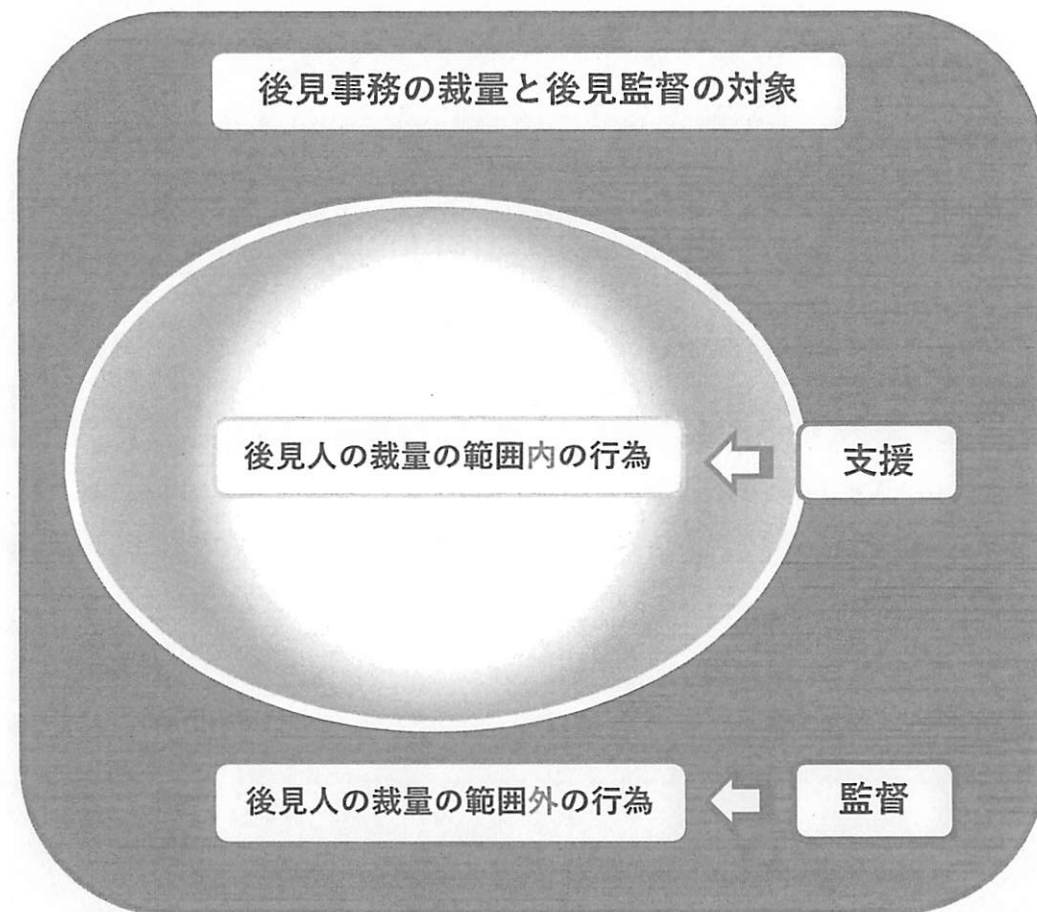
後見人の裁量の範囲内・外の事務を問わず全てを対象
(理由)

- ・ 後見人の不正行為を見逃したと言われたくない
- ・ 家庭裁判所以外に後見人の相談窓口がない etc...



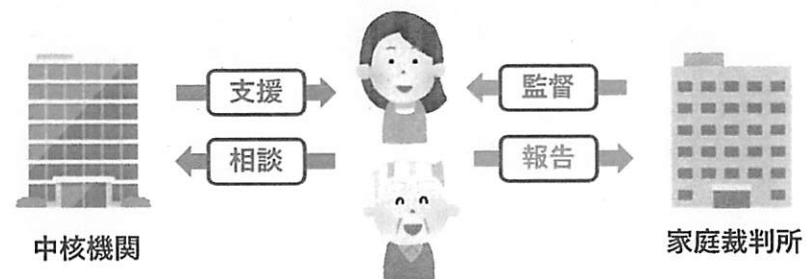
- ・ 本人にとっての望ましさ（後見事務の相当性）は家庭裁判所が判断できる事柄なのか？
- ・ 財産を保全するという観点から事務の相当性を判断し支出しない方向で「指示・助言」していないか？

「監督」と「支援」の関係について（2）



後見事務に対するあるべきアプローチ

- ・ 後見人の裁量の範囲内の行為
➡ 福祉的な支援が必要
- ・ 後見人の裁量の範囲外（＝権限逸脱・濫用）の行為
➡ 解任等に向けた手続が必要



相当か否かは家庭裁判所が一般論で判断するものではなく
本人の目線に立って、
本人の身近な「チーム」で決めていくべきもの

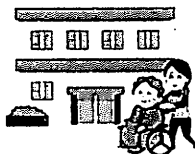
後見人からの相談事例とこれまでの家庭裁判所のアプローチ

【資料5】

後見人からの相談事例

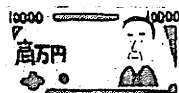
相談①

本人を施設に
入所させた方がよいか？



相談②

施設の費用として
〇〇万円を出してよいか？



相談③

株式を売却してもよいか？



これまでのアプローチ

相談①

身上監護に関する相談
➡ 福祉の問題なので福祉機関への相談を促す

相談②

身上監護に加えて財産管理の側面を伴う相談
➡ 家庭裁判所が後見事務の相当性を判断し、助言

相談③

財産管理に関する相談
➡ 家庭裁判所が後見事務の相当性を判断し、助言

②、③のような相談について、家庭裁判所は本人の立場に立った助言ができるのか？



問題解決に向けた視点と家庭裁判所のあるべき対応

問題解決に向けたアプローチ

(問題解決の着眼点)

どのような行為をすれば
本人らしい豊かな暮らしに結びつくのか

(問題の端緒・背景)

本人の認知機能の低下・本人の希望など

施設か在宅か?

施設費用は
いくらがよいか?

どうやって費用を
確保しようか?

財産管理の問題が伴ったとしても、問題の本質は
「本人にとってどのような生活が望ましいのか」
という問題につながっている

➡ 表面に出てくる相談内容にとらわれず、背景にある
悩みに対して福祉的アプローチでの支援が必要

後見事務の監督と支援のイメージ

監督 (家庭裁判所)

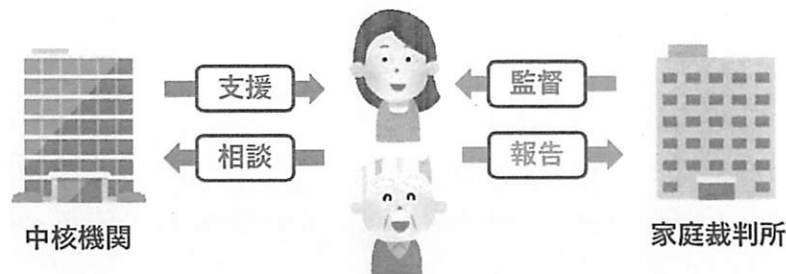
➡ 後見人の権限外の行為を対象

後見人の解任事由の存否を確認し、解任・追加選任等を検討

支援 (中核機関)

➡ 後見人の権限内の行為を対象

後見人の権限内の行為の相当性について助言してサポート



後見人からの相談事例とこれからの家庭裁判所のアプローチ

後見人からの相談事例

(問題の端緒)

最近、本人の認知能力が
低下してきた気がする…



相談①

本人を施設に
入所させた方がよいか?



相談②

施設のコストとして
〇〇万円出してよいか?



相談③

株式を売却してもよいか?



これからのアプローチ

(問題解決の着眼点)

どのような行為をすれば
本人らしい豊かな暮らしに結びつくのか

相談①～③すべて

福祉的アプローチでの支援が必要



家庭裁判所は、本人の「福祉的課題」をより広く捉え、必要に応じて中核機関へ“つなぐ”

家庭裁判所

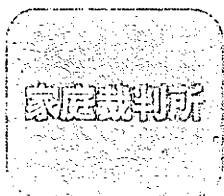
マッチング支援と後見人支援の機能充実にに向けた専門職と自治体の協働のイメージ



💡 すべてを自治体や社会福祉協議会の職員が担当するのではなく、専門職との役割分担が重要
➡ 専門職団体・自治体・家庭裁判所が認識を共有して体制を作っていくことが重要

マッチング支援と後見人支援の始め方と広げ方のイメージ

【資料7】



手続案内の際に来庁者に対して
申立て支援の窓口を案内

⇒ 中核機関へつなく

- ・中核機関へ相談があった案件
- ・市長申立ての案件

⇒ 候補者を選定して家庭裁判所に推薦

中核機関ができるだけ多くの申立案件について
マッチングをした上で、家庭裁判所が後見人を
選任する仕組みをつくることを目標とする

中核機関を経ずに申し立てられた案件についても
中核機関の知見を取り込むことができる体制を検討

後見人から相談があった案件

⇒ 中核機関へつなく

- ・マッチング支援を行った案件
- ・市民後見人が選任されている案件

⇒ 制度利用後も継続的に支援

親族後見人案件についても、
後見人の支援を実現していくことを目標とする

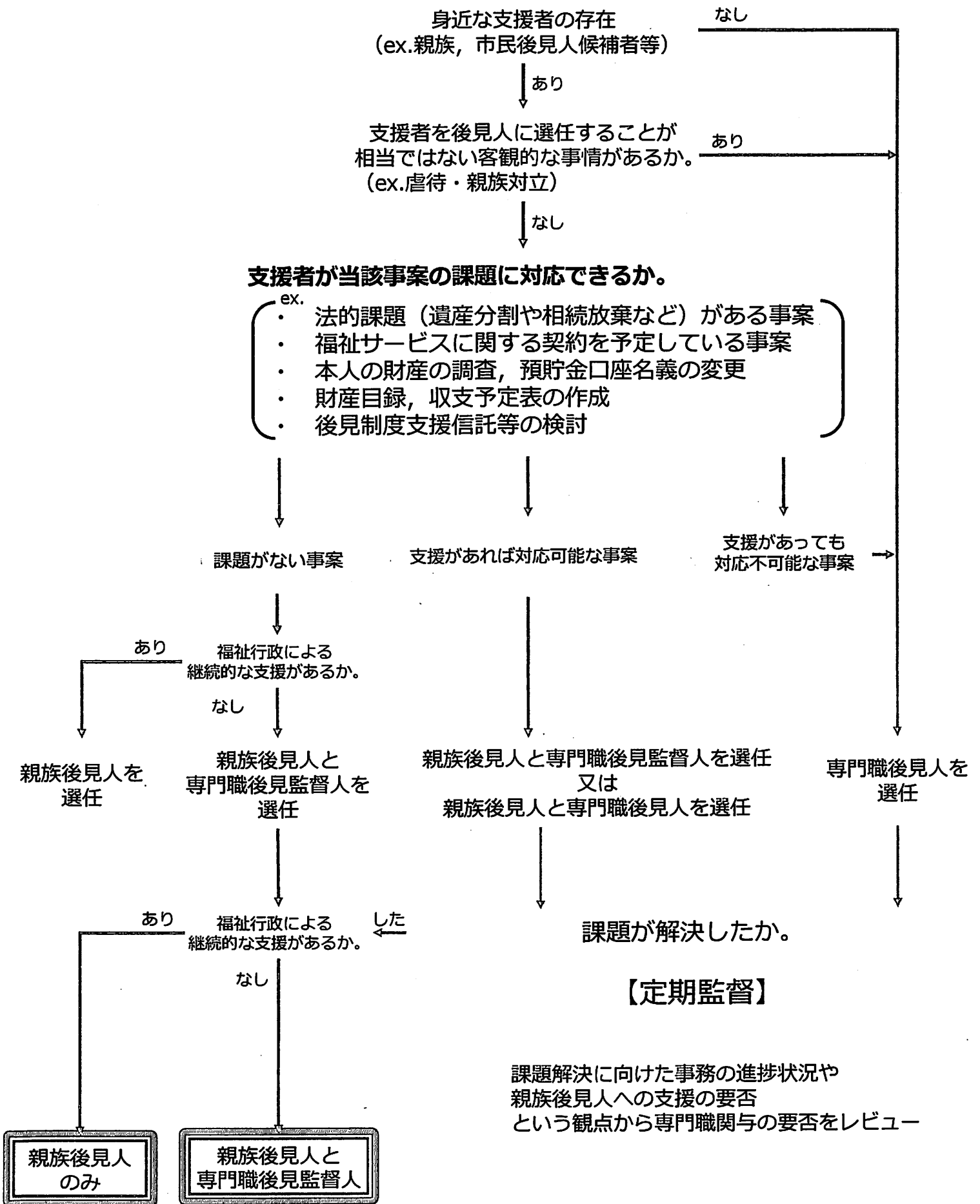
管理継続中の案件についても
後見人を中核機関へつなくための方策を検討



各地の実情に応じて、始めやすい方法で、少しずつ広げていくイメージ

親族後見人支援を中核に据えた選任イメージ

【資料8】



1 後見報酬に関して指摘される点とそれに対して考えられる方策

指摘される点

考えられる方策

- ① 後見事務の内容にかかわらず一定の報酬が一律に付与される。
- ② 財産額が多額であるだけで報酬額が高額になる。
- ③ 財産管理事務以外の事務は、報酬算定の際に評価しづらい。

- ① 後見事務の内容を問わずに一定の報酬を付与する「基本報酬」という考え方は採用しない方向
- ② 財産額が多額であっても後見事務が複雑とは限らず、財産額を基準に報酬を算出する考え方は採用しない方向
- ③ 財産管理事務以外にも、身上監護事務や後見人支援事務についても高く評価する方向

2 考えられる方向性

⇒ 報酬は、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価

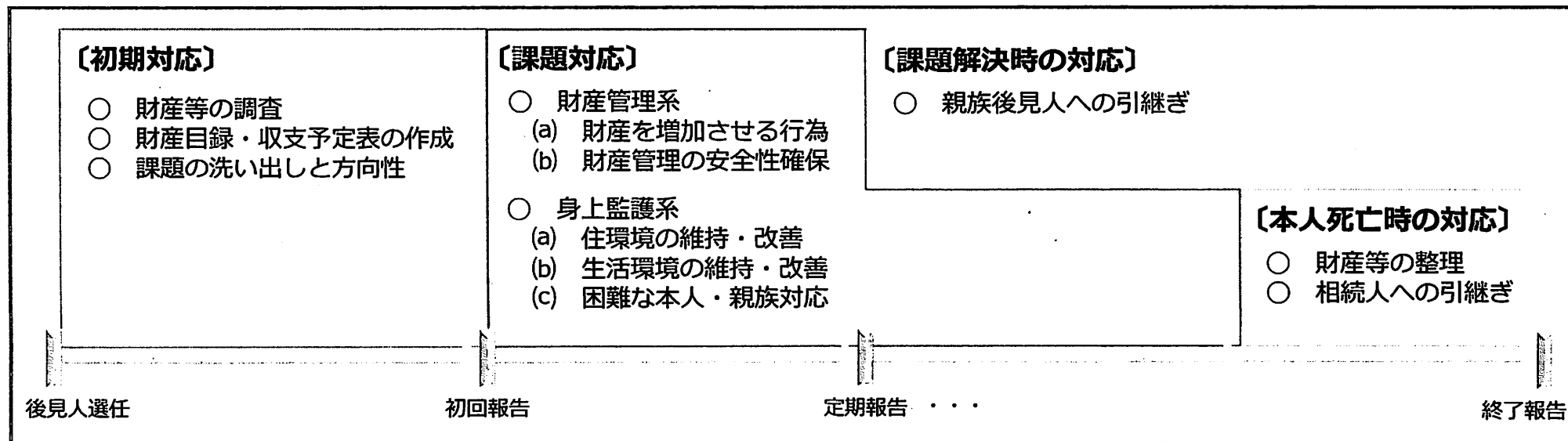
後見事務を類型化し、その標準的な難易度に応じて「標準額」を定めた上で、その事務の質に応じて額を加減して具体的な金額を算定

新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）

3 今後の議論が必要と考えられる論点

(1) 報酬算定に考慮する後見事務の類型化

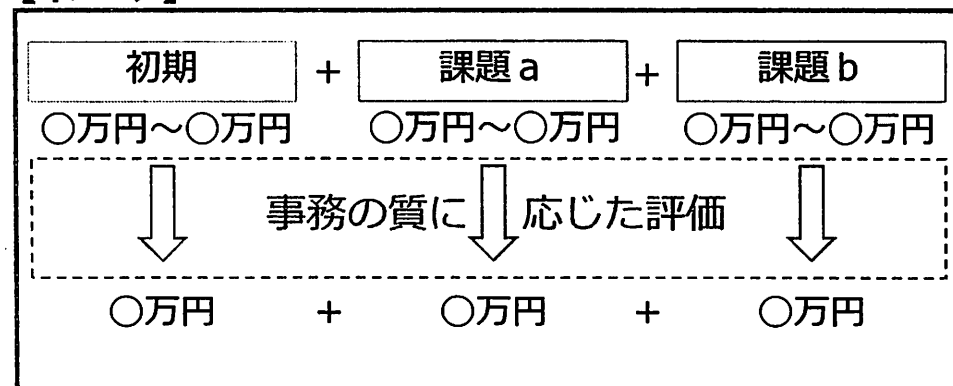
【イメージ】



(2) 報酬算定の方法

- ① 各後見事務についての対価
⇒ 個々の事務の難易度に応じた「標準額」を設定
- ② 事務の質に応じた評価
⇒ どのような資料を参照するかは今後の検討課題

【イメージ】

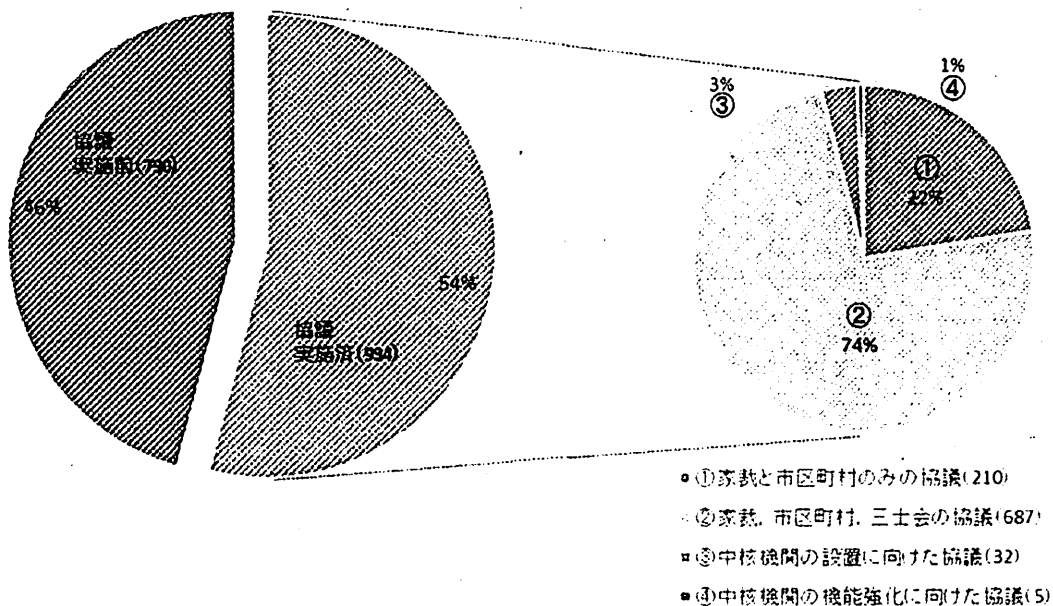


成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた家裁と市区町村との連携状況
(事前アンケート結果概要)

第1 家裁と市区町村の連携状況

1 協議の実施割合と連携状況

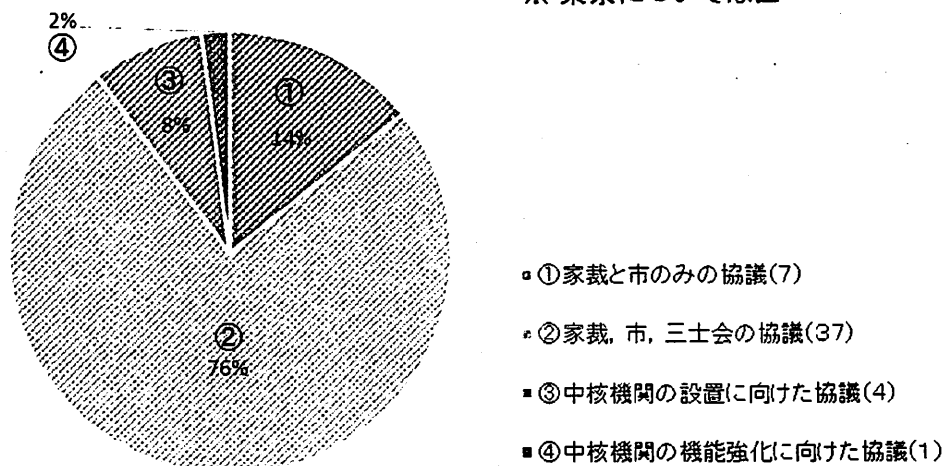
全国(1724市区町村)



2 家裁本庁所在地市との連携状況

家裁本庁(50庁)所在地の市

※ 東京については区



第2 各家裁で広く行われている取組事例

※ 複数の家裁で取り組まれている同様の事例のうち、代表的なものを記載した

1 「① 家裁と市区町村のみの協議」の段階における協議に至った経緯や協議状況等について

《家裁主催》

- 家連協開催に当たり、家裁が自治体に対してアンケート調査を実施して現状の取組状況等を確認した。

《自治体主催》

- 県社協の声かけにより社協が法人後見を行っている自治体を集めて地域連携ネットワークの構築等に向けた協議を実施した。
- 市の声かけにより協議を行うことになり、地域連携ネットワーク及び中核機関の受け皿について市から説明がなされた。

2 「② 家裁、市区町村、三士会の協議」の段階における協議に至った経緯や協議状況等

《家裁主催》

- 家裁の声かけにより専門職団体及び県担当者同席の下、市町の取組状況を確認し、今は先進市町が他の市町を牽引する形で取組を進める方向で認識共有を図った。
- 平成29年3月に続き、7月にも、関係機関（自治体、社協等）、三士会参加の家裁主催の事務打合せ会を複数回開催してきたところ、平成30年1月の家連協の場においては、市から中核機関の設置を検討中との報告がされるに至った。

《自治体主催》

- 県の声かけにより協議することになり、協議の中で、「親族後見人支援のために親族後見人との情報交換会を開催したいが、親族後見人の情報がないのでできない状況である。」、「受任者調整の必要性については意識しているが、現場の担当者が知り合いの専門職に頼っているのが実情である。」といった意見があった。
- 県社協の主催で支部管内の全市町村と家裁、専門職団体が一堂に会して中核機関におけるそれぞれの役割について協議した。
- 市から委託を受けたNPO法人主催の検討委員会が家裁もオブザーバー参加する形で開催され、受任者調整会議の開催に向けた検討、親族後見人のサポート等に関する提言をまとめた。
- 次期地域福祉計画（成年後見制度利用促進に関する市町村計画含む）の策定に関する協議が実施され、家裁がオブザーバーとして関与している。
- 市の高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に中核機関を平成30年度を目途に設置することを明記し、市と市社協が協力して設置した権利擁護センターが中核機関の役割を担う方向で協議を行っている。
- 家裁と自治体で従前から年3回程度協議をしていたところ、相談機能や後見人支援機能の充実には三士会の関与が必要と家裁から指摘し、専門職団体も含めた協議を開始した。

第3 各地における先進的な取組の状況

- 1 「③ 中核機関の設置に向けた協議」の段階における中核機関候補や協議状況等について
 - 社協に委託する形でセンターが開設され、基本計画上の中核機関に格上げする方針が示されるとともに、家裁が同センター運営委員会へのオブザーバー参加をした。(甲府市／甲府家裁)
 - 専門職団体の呼びかけにより市主催の事務打合せが不定期に実施され、社協、成年後見支援センター、社会福祉事業団による基幹相談センターを中核機関候補として協議を行っている。(東大阪市／大阪家裁)
 - 市の声かけにより協議が開始され、中核機関を社協に委託する方向で、中核機関におけるそれぞれの役割について協議を実施した。(福岡市／福岡家裁)
 - 広域連携の形で一般社団法人を中核機関候補とし、市長申立て案件についてのマッチングの協議や家裁から連携イメージの説明を行い、認識共有を図った。(鳥取市／鳥取家裁)
 - 県から業務委託を受けた県社協主催で設置準備委員会が開催され、中核機関の設置に向けた検討が進められている。今後は作業部会が本委員会と並行して開催される。(豊後高田市／大分家裁)
 - 数か月に1回程度の頻度で担当者レベルでの打合せの機会を設け、市の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた協議等を実施している。(静岡市、浜松市／静岡家裁)
 - 専門職団体の呼びかけにより実施された事務打合せでは、市担当者の知識不足が課題として挙げられたため、専門職団体から利用促進法、基本計画、地域連携ネットワーク、中核機関設置等に関する知識やノウハウの付与がなされた。(吹田市／大阪家裁)
 - 専門職団体が市を訪問して意見交換したとの情報が入り、家裁も市を訪問する形で協議が行われた。その後、中核機関の前段階の成年後見準備委員会(専門職も関与)が設置された。(大村市／長崎家裁)

- 2 「④ 中核機関の機能強化に向けた協議」の段階における中核機関や協議状況等について
 - 市直営のセンターが設置され、中核機関の広報の一環として、後見人等へ中核機関開所の案内文書送付の依頼があり、送付方法を検討している。(志木市／さいたま家裁)
 - 市の声かけにより協議が開始され、市町村計画を含む地域福祉基本計画の策定、市の成年後見支援センター(市から市社協に運営を委託)が業務委託を受ける形での中核機関の設置に至り、現在は広報機能、相談機能、利用促進機能、親族後見人支援機能の充実に向けた分科会が家裁もオブザーバー参加する形で構成され、検討が進められている。(大阪市／大阪家裁)
 - 社協に委託する形で市の成年後見支援センターが中核機関となり、月1回のペースで、具体的な事例を踏まえ、親族後見人支援やマッチング支援の在り方に関する意見交換を実施している。また、家裁の手続案内において、来庁者に対し、パンフレットを交付するなどして同センターを紹介するとともに、親族後見人からの問い合わせについても同

センターを紹介している。(豊田市／名古屋家裁)

- 市が直営する形で中核機関が設置され，市主催の権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会では，後見人の選任や報酬額の算定に当たって重視する要素等の質問に対し回答し，また，家裁からは基本計画を受けた裁判所の立ち位置（連携の在り方やその限界）についての説明を行った。(いわき市／福島家裁)
- 社協に委託する形で町の成年後見センターが中核機関となり，連携イメージに関する継続的な協議を行っている。(南会津町／福島家裁)

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組における 家連協や家裁委員会の活用

【資料 1 1】

1. 家連協や家裁委員会の企画検討

自分の庁や管内の自治体の取組状況を踏まえて、自分の庁としてどのような「一歩」を踏み出す必要があるのか分析する（現状認識）。

〔検討に当たっての視点〕

- 自分の庁の取組状況の確認 ○ 管内の自治体、専門職団体の取組状況の確認
- ↓
- 自分の庁あるいは管内の自治体、専門職団体の取組では何が足りていないのか。
- ↓
- 自分の庁では、対外的対応を中心に今後どのように取組を進めていきたいのか。

2. 開催趣旨に応じて活用を検討

【家連協の趣旨】

各地域の実情を踏まえた問題意識と取り組むべき課題について、参加する家事関係機関との間で認識を共有する。



協議を通じて、取組に向けた管内の課題を具体化し、協議会後の家裁と家事関係機関との更なる効果的な連携につなげる。

【家裁委員会の趣旨】

家裁の運営に広く国民の意見を反映させる。



自分の庁の取組に対する外部からの意見を伺った上で、その取組について地域の有識者の理解を得る機会とし、家裁外部から取組を後押ししてもらえる状況につなげる。

3. 開催目的の設定

自分の庁の取組を進めるため、家連協や家裁委員会を活用することによって、外部機関や有識者からどのような理解や協力を得られるようにしたいのか、「獲得目標」を明確にしておく。

4. 開催目的に応じて検討

開催目的を達成するために必要な協議事項、テーマの設定、進行、開催時期、人選を検討

〔検討に当たっての視点〕

- 企画検討において確認した現状を踏まえ、自分の庁の取組に応じて内容や進行を検討 ←
 - 1年に1回や隔年、例年の開催時期などにとらわれず、効果的な開催時期を柔軟に検討
 - どのような関係機関や役職の者をゲストスピーカー等を含め出席者とするのが効果的かを検討
- ※ 家裁委員会の委員の改選のタイミングを意識する。

Point

自分の庁の具体的な取組と現状認識を必ず組み込むこと

5. 事前準備

想定した進行に向けて、関係者の関心等の把握、資料収集、取組の紹介等の依頼、関係機関との調整等を行うことも重要

〔e x ・関係者等との事前打合せ ・アンケートの実施 ・記者レクの実施 e t c 〕

6. 協議結果の活用

- 外部への公表の適否の検討（参加者向け、一般向け）
- 共有した認識を前提に、関係機関への働きかけ（取組に向けた継続的な協議の機会、問題解決に向けたフォローアップなど）。

各庁の参考となる取組例

第1 家連協の活用に関する各庁の参考となる取組

名古屋家庭裁判所

【取組のポイント】

- 先進的な取組を進める市町村等のみを参加者とする家連協を実施した上で、その成果も踏まえて、より多くの市町村等を参加者とする家連協を実施し、先進的な自治体から取組に着手したばかりの自治体に向けて取組の必要性について発言してもらった。
- 参加した家事関係機関に対して家連協の結果概要等を送付することにより、参加者だけではなく、当該機関の責任者にも今後の課題等に関する情報共有が図れるようにした。

- 平成29年12月の家連協を見据えながら、10月に家連協を開催するに当たり、名古屋家裁の取組状況等を踏まえ、取組を前に進めるために必要な課題や自治体の要望を聴取できるようなテーマ設定を行い、中核機関に期待される機能の実現に向けた課題等を共有するとともに、先進的な取組を行っている自治体等から運用面に関する名古屋家裁への要望等を聴取し、名古屋家裁における基本計画に係る検討課題等についてまとめた。
- 12月に開催された家連協では、先進的な取組を行っている自治体等から取組が進んでいない自治体に向けて、埋もれている「福祉ニーズ」へ目を向けることの必要性等について発言してもらった結果、県内の自治体の取組が促進された。また、名古屋家裁は、参加した家事関係機関に対し、家連協の結果概要等を送付し、各機関との情報共有を図るとともに、各機関の取組を推進する一助となった。

松江家庭裁判所

【取組のポイント】

- 自治体の取組の実情を踏まえ、更なる取組を進めていける足がかりとなるような協議会にするため、家連協の事前準備として、家裁が県内の全市町村にアンケートを実施した。
- 取組に対する県民を含めた県全体の機運を高めるため、家連協開催についての記者レク（事前及び事後）を実施した結果、県内紙に取り上げられた。

- 自発的に取り組む市町村がなく、県全体の取組が進んでいない状況だったので、家連協の開催に当たり、県内の全市町村に対するアンケート（質問事項：市町村計画の策定時期、地域連携ネットワークや広域連携の範囲、中核機関の設置時期、中核機関の運営方法等）を実施し、各市町村の取組状況等を踏まえた上で、取組の足がかりになるようなテーマ設定を行い、家連協での結果を踏まえ、今後の戦略を考えていくこととした。
- 県全体の取組が進んでいないことから、マスコミ報道を通じて、県民に県内の自治体の取組に対する関心を高めてもらえるよう、記者レクを実施した。家連協開催前には、家連協の目的及び今回の協議テーマについて説明し、開催後も家連協の協議結果や地域連携ネットワークと家裁の協力関係等について記載した要旨ペーパーを交付して説明を実施した。その結果、基本計画の趣旨を踏まえた取組に対する記者の関心が高まり、家連協開催翌日に4社が家連協開催の新聞記事を掲載した。

徳島家庭裁判所

【取組のポイント】

- 取組が進んでいない自治体に「自分たちでもできるのではないか。」という意識を持ってもらうため、三士会有志が実施した県内自治体に対するアンケートを紹介した上で議論ができるよう準備した。
- 県内の自治体の取組の現状を踏まえ、県内の先進的取組をしている自治体の事例を紹介することにより、取組が進んでいない自治体担当者の「自分たちでもできるのではないか」という意識を醸成すること、さらに、参加自治体の担当者間のネットワークを形成し、これから取組を始めようとする自治体担当者が情報収集しやすい環境を整備することを目的として、「成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護支援の地域連携等について」というテーマにより実施した。また、三士会有志で構成される任意団体が県内自治体等を対象に実施したアンケート結果の報告も交えて、県内での中核機関の設立に向けた方策やあい路等について協議を行い、家裁と家事関係機関との間で、地域の実情を踏まえた問題意識と取り組むべき課題についての認識共有を図った。

第2 家裁委員会の活用に関する各庁の参考となる取組 和歌山家庭裁判所

【取組のポイント】

- 県民の成年後見制度への理解を深めるとともに、自治体の取組を促すため、裁判所の取組に関する説明部分など委員会の一部につき報道機関の取材を認めた。
- 基本計画を踏まえた和歌山家裁の取組状況を説明するとともに、他県で先進的な取組を実施している機関の長をゲストスピーカーとして招いて、先進的な取組事例等を紹介してもらった上で、県民に成年後見制度を正しく理解してもらうための方策や地域連携ネットワークの構築に向けて和歌山家裁が取り組むべきこと等について意見交換が行われた。
- 制度に対する県民の認知も十分でなく、県も含めて県内の自治体の取組も進んでいなかったことから、広く県民の理解及び自治体の取組を促す一助になればとの思いで、報道記者の取材を委員会開催から裁判所説明まで（ゲストスピーカーの説明、その後の意見交換は除く。）の時間帯に限り認めることにした。

岐阜家庭裁判所

【取組のポイント】

- 県の取組を後押しすることを目的として、新たに県職員を委員に選任し、ゲストスピーカー（弁護士、社会福祉士）から後見人の業務や基本計画を踏まえた取組状況を紹介してもらった上で、意見交換を行った。
- 県内の利用促進に関する取組を推進するために、「成年後見制度の利用促進に向けた取組」というテーマ設定をした上で、委員として、新たに県職員（部長クラス）を選任し、岐阜家裁から成年後見制度及び基本計画の概要、基本計画を踏まえた岐阜家裁の取組について説明し、ゲストスピーカー（後見人として活動している社会福祉士及び基本計画の推進に向けて活動している弁護士）から後見人の業務や基本計画を踏まえた取組状況を紹介してもらい、基本計画を踏まえた取組状況に対する意見や要望等について意見交換を行うことで、県の取組の後押しを図った。

釧路家庭裁判所

【取組のポイント】

- 家裁委員会後、ゲストスピーカー（釧路市権利擁護成年後見センター長）と所長との間で実施した対談の内容をウェブサイトに掲載し、成年後見制度の利用促進に関する家裁の取組について外部に発信した。
- 釧路家裁は、平成29年7月に、「地域で支える成年後見制度」をテーマとして、家裁委員会を開催した。同委員会では、釧路家裁から成年後見制度の現状等について、ゲストスピーカー（釧路市権利擁護成年後見センター長）から釧路市における市民後見人の育成等の状況についてそれぞれ説明した後、質疑応答及び意見交換を行った。
- 上記委員会後、同後見センター長の協力を得て、後見制度の利用促進に向けた先進的な取組について所長との対談を実施した。釧路家裁は、対談内容を釧路家裁のウェブサイトに掲載したり、家連協において、同ウェブサイトのアドレスを記載した周知ペーパーを配布するなどして、後見制度の利用促進に関する釧路家裁の取組について外部に向けて広報活動を行っている。

第3 他機関主催の協議会等における各庁の参考となる取組 静岡家庭裁判所

【取組のポイント】

- 本庁と支部において綿密に連携した上で、支部の主任書記官が、継続的に自治体主催の協議会等に参加し、自治体に対して知見の提供等を行った結果、市の基本計画策定等についても意見交換ができるようになった。
- 県下の多くの市町が広域連携して取組を進めている中、平成29年6月から3か月に1回程度の頻度で開催されている浜松市主催の「成年後見利用促進連絡会」に、本庁とも綿密に連携した上で、支部の主任書記官がオブザーバー参加し、家裁への相談事例等、必要な知見を提供した。継続的に意見交換を行う中で、良好な関係が築き上げられた結果、中核機関と地域連携ネットワークの在り方の協議、ニーズの調査、市の基本計画策定についての意見交換といった形で順調に取組が進んでいく予定である。

大阪家庭裁判所

【取組のポイント】

- 家裁が、三士会と協力し、市に対して必要な説明等を行うことで市主催の協議会の開催、さらには中核機関の機能充実に向けた機能ごとの分科会が開催されるに至り、市の成年後見支援センターを中核機関とする地域福祉計画が立案・承認された。
- 家連協で成年後見制度利用促進基本計画に関するテーマを取り上げる等して三士会を交えて協議をする中で、平成29年5月から、大阪市の呼びかけにより、1か月に1回程度の頻度で同市主催の協議会が開催されるようになった。
全ての協議会に大阪家裁がオブザーバー参加し、大阪家裁の考え等を丁寧に説明し続けたこともあり、平成29年8月から広報機能、相談機能、制度利用促進機能、後見人支援機能について分科会が開催されるようになり、各分科会にも大阪家裁がオブザーバー参加（広報機能を検討する分科会については本年6月から開催予定であるところ、総務課職員もオブザーバー参加を予定している。）し、地域連携ネットワークによる相談支援機能充実のため、大阪市が権利擁護に関するマニュアルを作成するに当たっての支援や同市が親族後見人を支援する方策を検討するに当たっての支援等を行っている。平成30年4月からは、市の成年後見支援センターを中核機関とする地域福祉基本計画がスタートし、引き続き各分科会において、中核機関の機能充実に向けた検討が行われる。

岡山家庭裁判所

【取組のポイント】

- 岡山家裁は、岡山市、倉敷市、岡山県とそれぞれ協議を行ってきたところ、特定の自治体との協議だけでは県内全体の自治体の取組を進めることができないため、岡山県との連携にフォーカスを当て、岡山県との協議を継続的に行っている。その結果、岡山県から、県内の自治体を対象とした情報交換会や後見業務の説明会（岡山家裁と共催）を実施してもらうことができた。
- 岡山県は、市町村による基本計画の策定と中核機関の設置・運営等をテーマとして、県を3ブロックに分けて、平成29年11月に、県内の市町村や三士会等を対象とした情報交換会を開催した。岡山家裁（裁判官、事務局長、訟廷管理官、主任書記官）も全ての情報交換会に参加し、ニーズの把握やマッチングなどに関する家裁のイメージを伝えた。また、三士会から、自治体に向けて、三士会が体制作りにも協力できることを具体的に記載した連名の書面を配布してもらった。
- 岡山家裁は、市町村から、市町村による基本計画の策定を進めるにあたり、家庭裁判所における事務処理の実情について説明会を開催してもらいたいとの要望を受けて、平成30年3月、岡山県との共催により、岡山県内の市町村を対象として、家裁や三士会による後見業務の説明会を実施した。

福岡家庭裁判所

【取組のポイント】

- 家裁が、福岡市を訪問し、繰り返し説明して働きかけたことにより、市主催の意見交換会が三士会等も交えて開催されるに至り、議論の整理が進むようになった。
- 上記意見交換会には、有用な情報を管内家裁に情報提供するといった目的のため、高裁も参加しており、高裁と家裁間での綿密な情報共有を図っている。
- 福岡市とはこれまでに昨年10月、11月、今年3月及び5月の計4回の打合せを実施している。家裁が福岡市を平成29年10月に訪問した際、市からの申入れがあり、三士会、社協も交えた実務者レベルの意見交換会（平成30年3月）が開催されるに至り、裁判所としても県の取組が進まない現状の突破口にする意図の下、議論の整理が進むような知見の提供等を行った結果、意見交換会開始後、早期の段階（3回目）で議論の内容が中核機関設置に向けた具体的かつ現実的な内容（市社協に委託する形での中核機関の設置検討を表明し、予算上申に向けてのスケジュールを示すなど）となった。今後は三士会も交えて定期的に連絡会を実施していくこととしている。なお、かかる意見交換会には、有用な情報があれば管内家裁に情報提供するといった目的の下、高裁の主任書記官も参加しており、高裁と家裁間での綿密な情報共有も図られている。

福島家庭裁判所

【取組のポイント】

- 県が市町村長申立てマニュアルを作成するために開催されたワーキンググループに家裁もオブザーバー参加し、完成したマニュアルは県下の市町村に周知された。
- 上記のワーキンググループを通して県との関係を深められた結果、上記マニュアルの周知や中核機関設置等に向けた知識付与等を目的として開催された県の研修会に家裁から次席書記官が講師兼コメンテーターとして参加した。

- 福島県保健福祉部が、平成29年8月に「成年後見制度に関するワーキンググループ」を立ち上げ、市町村長申立てマニュアルを作成するに当たり、福島家裁（次席書記官、訟廷管理官、主任書記官）は当初から上記ワーキンググループにオブザーバーとして参加し（途中から専門職も参加）、後見関係事件の事務処理の実務等、必要な知見を提供した。
- 福島県保健福祉部は、上記マニュアルの発表、市町村計画の策定や中核機関の設置等に向けて必要な知識の習得等を目的として、ほぼ全ての市町村担当者、県・市社協職員、地域包括センター職員が参加する「成年後見制度担当者研修会」を開催した。上記研修会において、福島家裁から講師（兼コメンテーター）として次席書記官を派遣し、成年後見制度市町村長申立手続の留意事項について講演した。また、福島家裁全体の担当職員の意識付けや理解度の向上を図るために、本庁の指示の下、全支部・出張所から担当職員が参加した。

札幌家庭裁判所

【取組のポイント】

- 道内に管内4庁が含まれるという特殊性から、管内4庁に道の取組等を周知するため、高裁が、道主催の連絡調整会議に参加している。
- 北海道が基本計画を踏まえ、道内各市町村の体制整備をするため、道、市町村、関係団体等と連携して取り組んでいくことを目的として、「北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議」を平成30年2月から開催しており（不定期）、同会議には札幌家裁が参加し、本庁の取組状況等を説明するとともに、全道的な周知を行うために札幌高裁も参加している。なお、北海道は、家裁や弁護士会等の担当者をまとめた「成年後見制度利用促進体制の整備に係る関係機関名簿」を作成し、道内の市町村へ送付し、市町村と関係機関が連携しやすい環境を整備している。